

平成31年度事業計画 (案)

成年後見制度利用促進計画の中間報告が今年度です。中核機関の設置も少しずつ広がっています。

今年2月25日に当法人主催で「成年後見制度利用促進に向けた体制整備のあり方勉強会」を開催しましたが、権利擁護支援や成年後見制度についての理解は、専門職も行政側もまだまだ遅れている事がうかがえました。そのようななか、参加者向けアンケート調査では、「ただ単に財産を守っていく事よりも、身近な地域で対応でき、本人の生活と尊厳を守り、お互いが支え合う権利擁護支援の充実と強化が求められている事がわかりました」などの意見がありました。

今後も、当法人の特性を活かし、権利擁護支援の普及啓発と成年後見制度の適切な利用と促進に向け、取り組む必要性を感じました。

【基本方針】

障害があっても、なくても、地域で違いを認め合い、みんなと一緒に暮らす事ができる地域づくりがすすむ事を願い、当法人のスローガン「お互いが思いやりを持って、協働しあう、心あたたまる地域づくりを目指します」をかかげ、役割を確実に果たしていきます。

【重点項目】

1.権利擁護支援の地域連携ネットワークの形成を図っていきます。

- (1) 高齢者や障がい者・子どもたちの強みを活かした活動を支える支援活動を行います。
障がいがあっても、外出の機会を増やし、社会参加・貢献をして、役割を持つことで、生きがいに繋がり、生きる喜びを感じながら暮らすことが出来る地域づくりを行っていきます。
- (2) 成年後見制度利用促進法(略)に基づく、基本計画に謳われている、中核機関の役割が担える事業所として、行政や地域から認識してもらえよう、当法人の権利擁護支援活動をおこなっていきます。
- (3) 認定 NPO 法人を目指す。
賛助会員または 3000 円以上の寄附者を 100 名以上、確保する。

2.権利擁護支援や成年後見制度が身近な問題であることの認識を地域に広めていきます。

地域において、権利擁護支援の必要性の理解が深まり、必要な人は誰でも利用できる制度として成年後見制度が認識されるよう、市民後見人養成講座やフォーラムなどの開催、相談支援、講師活動をおこなっていきます。平成30年度の支援員(市民後見人)登録者は、13名(累計23名)となりました。法人内支援員(市民後見人)の活動の場が提供でき、被後見人等が、身近な地域

の支援者によりきめ細やかで、温かなふれあいの機会を持つことで、幸せと感じる時間が増え、人として尊厳ある暮らしにつながるように支援します。そして、お互いさまの真心で心あたたまる地域づくりを行っていきます。(厳重な財産管理に加え、身上保護重視の支援を行います。)

3.質の高い人材育成の循環化とネットワークを築いていきます。

資質の高い専門職、行政職員など人材の育成のため、内容の濃い、充実して勉強会等に力を入れます。

専門職や相談員、行政職員を通じて、一般市民への啓発・周知が広まるために、専門職向けの事例検討会や勉強会の開催と相談支援者等が、持ち歩き、成年後見制度についての説明がすぐに出来るような冊子を作成します。

【事業計画】

1.成年後見事業

(1)市町村からの委託事業

- ①法人後見事業の委託・管理
- ②法人後見事業の立上げ支援と運営のアドバイス

(2)法人独自の成年後見事業

a 登録制複数担当方式(専門職：金銭管理、市民後見人：身上保護)

★法人後見の運営(拠点作り) 【成年後見事業】

- ①目的：いつでも相談が出来て、誰でも必要な人が成年後見制度を利用することができる
 - ②内容：1)法人内支援員(市民後見人)として登録した担当者が被後見人と面談をして見守り支援(身上の保護)をする。
2)いつでも困ったときに、相談が出来る場所の提供
 - ③日時：1回/2週(法人内支援員(市民後見人)と被後見人(施設等)で調整)
月曜日～金曜日まで(9時～16時まで相談窓口の開設)
 - ④場所：事務局、被後見人の入所施設又は居宅
 - ⑤対象者：被後見人の後見事務ならびに法人内支援員(市民後見人)の指導教育バックアップ
- b 登録者の専門職と市民後見人の複数担当方式
- c 登録制市民後見人1人での金銭管理と身上保護

(3)家庭裁判所から直接選任された市民後見人と契約を行い、指導・監督を行う

2.権利擁護支援事業

(1) ★バトンカフェ

- ①目的：要支援者の早期発見早期対応のためと居場所づくり。障がいがあっても、なくても、誰もが集える場をみんなでつくり、顔と顔の見える関係づくりを広げて、何かあったら、お互いさまの精神で、助け合っていくような「思いやりのある、心あたたまる地域」にみんなでしていく。
- ②内容：ためになる話や笑いヨガ、ハンドマッサージ、カレーを一緒に食べる など
- ③日時：定期：毎月第2日曜日 下ノ江：不定期 津久見：不定期
- ④場所：定期：白杵商工会議所1階フロア
下ノ江：下ノ江駅舎
津久見：市民ふれあい交流センター
- ⑤対象：0歳から100歳まで、障がいがあっても、無くてもどなたでも参加可能。
(もちろん、100歳こえていても、大歓迎。)

(2) バトン見守り隊事業

バトンゼミナール・バトン市民後見人養成講座修了者が、支援として、見守り支援が必要な方のお手伝いをします。

(3) 任意代理契約事業

必要に応じて契約により支援をおこないます。

(4) 事業所と相談契約事業

契約により会社や事業所のヘルスマENTALケアや職員への相談支援をおこないます。

(5) ★バトン市民後見人養成講座

- ①目的：認知症や障がいなどで判断能力が低下した方の権利と財産を守るため、成年後見制度を活用の活用支援と法人内支援員(市民後見人)の育成
- ②内容：40単位・60時間予定(後見活動や権利擁護支援に必要な科目)
- ③日時：平成31年7月～平成32年2月頃まで・養成講座の実施(40単位：70時間予定)
- ④場所：津久見市内の施設：津久見市社協ふれあいセンター
- ⑤対象：大分県下の住民

(6) ★バトンゼミナール

- ①目的：地域の質の良い支援者の育成
- ②内容：事務局で準備した事例等で事例検討会や勉強会の開催
- ③日時：1回/2ヶ月実施
- ④場所：公民館等会場借り、バトン事務所
- ⑤対象：法人内支援員のフォローアップ研修、行政職員、地域の相談員、社会福祉士、ケアマネ、福祉従事者、権利擁護支援、社会貢献活動に関心のある一般市民等

○上記のほかに、行政職員・専門職向け虐待対応研修等専門的研修の開催

(7) 権利擁護支援実践協議会

成年後見制度利用促進に寄与するための活動です。地域の関連機関との会議や支援活動、学習会等を行い、権利擁護支援に必要性とその普及を図ります。

(8) バトン図書館

不要になった書籍を寄付していただき、無料で貸し出しを行います。貧困家庭の負の連鎖等が問題になっています。貧困から抜け出すための方法として、学力や知識を身につけることだと言われています。また、児童虐待等の早期発見にもつながる活動です。

(9) バトン講師派遣事業

バトン講師派遣事業は、講師登録制/60分2万円で、登録者が受託する事業です。行政や各団体、事業所などに、講義名、講義内容、講師名等の一覧表を配布して、依頼を受け日程等の調整を行います。

(10) 総合相談(随時なんでも相談)

- ①バトンカフェで「なんでも相談会」を開催します。
- ②保健・医療・福祉・権利擁護に関する相談全般を随時受けています。

(11) バトンなんでも相談会

医療・福祉・介護保険・障がい・消費者被害・労務関連等各種専門職が一堂に会し、相談を受けます。

(12) ★成年後見・労務・社会保険に関する相談(津久見市社協)

- ①目的：権利擁護と成年後見制度の啓発普及のため
- ②内容：権利擁護と成年後見制度等の困りごとの相談を受ける
- ③日時：1回/月、第4水曜日 13:30~15:30
- ④場所：無料で、津久見市社協ふれあいセンター
- ⑤対象：大分県下の住民

(13) ★利用促進に向けた体制整備勉強会

- ・先進地視察、権利擁護支援に関するスペシャリストへ講師依頼する
- ・行政職員の参加要請、権利擁護・虐待対応等に精通した講師へ依頼
(PAS ネット・全国権利擁護支援ネットワーク・日本福祉大学)
- ・回数：6回/年(日時：奇数月開催)
- ・場所：バトン事務所 or 公民館等会場借用

(14) エンパワメント事業

いくつになっても、障がいがあっても、社会参加(社会貢献)と就労ができる環境を整備する

- ① 高齢者の知恵と経験を活かした食と雑貨等の販売をおこなう。(グランマ baton)
- ② 0歳から120歳まで、違いを認め合い、誰でも集える居場所を提供する。

場所：サーラデ白杵 定休日：月・火曜日

3.法人内の取り組み

(1)会議の開催

総会、理事会、職員会議、相談員会議、法人内支援員会議を開催します。

(2)支援者の拡大

当法人の活動やパンフレット等をとおして、バトン支援者(正会員、賛助会員、寄付者)の拡大を目指します。認定NPO法人の取得を目指します。

(3)委員会や研修会への参加

★は、WAM 通常助成事業